

令和6年7月12日

長野県塩尻市、山口県岩国市の 歴史まちづくり計画の認定式を開催します

歴史まちづくり法第5条に基づき、長野県塩尻市、山口県岩国市の歴史的風致維持向上計画（通称：歴史まちづくり計画）について、7月17日付けで主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）が認定します。同日に認定式を開催し、石橋国土交通大臣政務官が、主務大臣連名の認定証を各市長に直接交付します。

今回の認定により、認定都市数は97市町となります。（塩尻市、岩国市の歴史まちづくり計画の概要は別紙参照）

※国土交通省記者クラブ、農林水産省記者クラブ同時配布

【認定式】

1. 日時 令和6年7月17日（水）15：00～15：15
2. 場所 石橋国土交通大臣政務官室
（東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館4階）
3. 取材 ・報道関係者に限りカメラ撮り・取材が可能です。希望される方は、令和6年7月16日（火）17時までに、下記 URL より申し込みをお願いします。
・カメラ撮りについては、冒頭より認定証の手交までとなります。また、認定式終了後に市長へのぶら下がり取材を行います。
・当日は14：45までに中央合同庁舎3号館4階エレベーターホールにお集まりください。

＜取材申込先＞

<https://forms.office.com/r/ZyhwVSmV1T>

＜取材申し込みに関するお問い合わせ先＞

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室 宇川、國吉
電話：03-5253-8111（内線 32983、32986）／ 03-5253-8954（直通）

＜担 当＞

文化庁文化資源活用課

課長補佐 池野（内線 9651）、計画推進係 蔵楽・奥野（内線 9668）

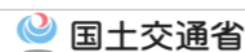
電話：075-451-4111（代表）、075-451-9668（直通）

歴史まちづくりとは

全国各地には、城や神社仏閣とその周辺の町家や武家屋敷等から成る市街地と、祭礼行事、民俗芸能、昔ながらの生業等の人々の伝統的な営みや活動とが一体となって、地域の個性とも言える歴史的な情緒や風情を醸し出すまちが多くあります。

これらを「歴史的風致」として地域固有の資産であると捉え、関係省庁が連携し、地域の活性化や歴史・伝統文化の保存・継承について、ハード・ソフト両面から支援しています。

歴史的風致維持向上計画認定状況（R6年7月17日時点）



【】は都市数	都道府県	市町村名	認定日	【】は都市数	都道府県	市町村名	認定日	【】は都市数	都道府県	市町村名	認定日
東北 【14】	1 青森県	弘前市*	H22.2.4	北陸 【5】	35 新潟県	村上市	H28.10.3	近畿 【14】	69 和歌山県	広川町	H28.10.3
	2 岩手県	盛岡市	H30.11.13		36 新潟県	佐渡市	R2.3.24		70 和歌山県	和歌山市	H30.3.26
	3 宮城県	多賀城市*	H23.12.6		37 富山県	高岡市*	H23.6.8		71 島根県	高野町	H31.1.24
	4 秋田県	大館市	H29.3.17		38 石川県	金沢市*	H21.1.19		72 島根県	松江市*	H23.2.23
	5 山形県	横手市	H30.7.11		39 石川県	加賀市	R3.3.23	中国 【8】	73 岡山県	津和野町*	H25.4.11
	6 山形県	鶴岡市*	H25.11.22	中部 【18】	40 岐阜県	高山市*	H21.1.19		74 岡山県	津山市*	H21.7.22
	7 山形県	新庄市	R5.2.15		41 岐阜県	恵那市*	H23.2.23		75 広島県	高梁市*	H22.11.22
	8 福島県	白河市*	H23.2.23		42 岐阜県	美濃市*	H24.3.5		76 広島県	尾道市*	H24.6.6
	9 福島県	国見町	H27.2.23		43 岐阜県	岐阜市*	H25.4.11		77 山口県	竹原市■	H24.6.6
	10 福島県	磐梯町	H28.1.25		44 岐阜県	都上市*	H26.2.14		78 山口県	萩市*	H21.1.19
	11 福島県	桑折町	H28.3.28		45 静岡県	三島市	H28.10.3		79 徳島県	岩国市	R6.7.17
	12 福島県	棚倉町	R2.6.24		46 静岡県	掛川市	H30.1.23	四国 【4】	80 徳島県	三好市*	H22.11.22
	13 福島県	会津若松市	R5.6.19		47 静岡県	伊豆の国市	H30.7.11		81 愛媛県	大洲市*	H24.3.5
	14 福島県	柳津町	R6.3.18		48 静岡県	下田市	H30.11.13		82 高知県	内子町	R1.6.12
関東 【20】	15 茨城県	桜川市*	H21.3.11		49 静岡県	浜松市	R4.3.25		83 高知県	佐川町*	H21.3.11
	16 茨城県	水戸市*	H22.2.4	近畿 【14】	50 愛知県	犬山市*	H21.3.11	九州 【14】	84 福岡県	太宰府市*	H22.11.22
	17 栃木県	土浦市	R5.12.19		51 愛知県	名古屋市*	H26.2.14		85 福岡県	添田町*	H26.6.23
	18 栃木県	下野市	H31.3.26		52 愛知県	岡崎市	H28.5.19		86 福岡県	宗像市	H30.3.26
	19 栃木県	栃木市	H31.3.26		53 愛知県	津島市	R2.3.24		87 佐賀県	佐賀市*	H24.3.5
	20 群馬県	甘楽町*	H22.3.30		54 三重県	西尾市	R5.12.19		88 佐賀県	基山町	H31.1.24
	21 群馬県	桐生市	H30.1.23		55 三重県	亀山市*	H21.1.19		89 長崎県	鹿島市	H31.3.26
	22 埼玉県	前橋市	R4.12.20		56 三重県	明和町*	H24.6.6		90 長崎県	長崎市	R2.3.24
	23 埼玉県	川越市*	H23.6.8		57 福井県	伊賀市	H28.5.19		91 熊本県	山鹿市*	H21.3.11
	24 千葉県	香取市	H31.3.26	近畿 【14】	58 福井県	坂井市	R6.3.18		92 熊本県	湯前町	H29.3.17
	25 神奈川県	小田原市*	H23.6.8		59 滋賀県	彦根市*	H21.1.19		93 大分県	熊本市	R2.6.24
	26 神奈川県	鎌倉市	H28.1.25		60 京都府	長浜市*	H22.2.4		94 大分県	竹田市*	H26.6.23
	27 山梨県	甲州市	H29.3.17		61 京都府	大津市	R3.3.23		95 大分県	大分市	R1.6.12
	28 長野県	下諏訪町■	H21.3.11		62 京都府	京都市*	H21.11.19		96 宮崎県	杵築市	R3.3.23
	29 長野県	松本市*	H23.6.8		63 京都府	宇治市*	H24.3.5		97 宮崎県	日南市	H25.11.22
	30 長野県	東御市■	H24.6.6		64 大阪府	向日市	H27.2.23	合計 97都市(40府県)			
	31 長野県	長野市*	H25.4.11		65 大阪府	堺市*	H25.11.22				
	32 長野県	千曲市	H28.5.19		66 奈良県	斑鳩町*	H26.2.14				
	33 長野県	上田市	R5.2.15		67 奈良県	奈良市	H27.2.23				
	34 長野県	塩尻市	R6.7.17		68 和歌山県	湯浅町	H28.3.28				

合計 97都市(40府県)

*：2期計画認定済 42都市
■：計画完了 3都市

図 歴史まちづくり計画の認定状況

各都市の歴史まちづくり計画については、以下の国土交通省ホームページにて紹介しています。

https://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi_history_tk_000010.html



ながのけんしおじりし

長野県 塩尻市 における歴史的風致維持向上計画の概要

○塩尻市歴史的風致維持向上計画

塩尻市では、史跡「平出 遺跡」を中心とした一帯で行われる地域美化活動や泉や川の管理の取り組みや、中山道沿いの塩尻宿を中心に周囲の田園風景と一体をなして行われる「阿禮 神社の祭礼」、信濃国二之宮として崇高されてきた小野神社の御柱祭り等の活動、中山道奈良井宿の 鎮 神社で行われ続けている夏の祭礼、重要伝統的建造物群保存地区「塩尻市木曾平沢」（漆工町）での伝統産業としての木曾漆器の生産や販売等、地域特有の個性が織りなす5つの歴史的風致が形成されています。

本計画では、市内に残る歴史的建造物の保存活用に関する事業や、伝統行事などの伝統文化の継承に関する事業、歴史的風致の普及・啓発に関する事業等、19の事業を位置付け、歴史的風致の維持及び向上を図ることを目的としています。



ひらいでいせき
平出遺跡



あ れいじんじゃ さいれい
阿禮神社の祭礼



な ら い じゅくしずめじんじゃ さいれい
奈良井宿 鎮 神社の祭礼



でんとうさんぎょう き そ し つ き
伝統産業としての木曾漆器

(別紙)

やまぐちけんいわくにし

山口県 岩国市 における歴史的風致維持向上計画の概要

○岩国市歴史的風致維持向上計画

岩国市では、国指定名勝「^{きん たい きょう}錦帯橋」を中心として岩国城下町で開催される「錦帯橋まつり」で披露される岩国^{なんじょうおどり}南条踊・^{やつこどうちゅう}奴道中・^{こぬ かおど}小糠踊り等の伝統的な民俗芸能、重要無形民俗文化財「岩国^{いわくにゆか}行波の^ば神舞^{かんまい}」、「周防祖生^{す おう そ お}の^{はしらまつぎょうじ}柱松行事」、「本市の北部に位置する^{やましろ}山代地域に継承されている「山代^{かぐら}神楽^{にしきがわ}」、錦川の清流による酒造り等、地域固有の魅力的な歴史的風致が形成されています。

本計画では、歴史的建造物の保存・活用に関する事業、歴史的活動の継承に関する事業、歴史的市街地の整備に関する事業、歴史的風致の周知と交流促進に関する事業を位置付け、歴史的風致の維持及び向上を図ることを目的としています。



^{きんたいきょう}
錦帯橋まつり



^{いわくにゆか} ^ば ^{かんまい}
岩国行波の神舞



^{やましろかぐら}
山代神楽



^{すおうそお} ^{はしらまつぎょうじ}
周防祖生の柱松行事